



税理士法人 原会計事務所 原会計事務所だより



編集発行人
税理士・行政書士
ファイナンシャルプランナー
宅地建物取引士
ITコーディネーター

原俊
本社 〒104-0032
東京都中央区八丁堀4-13-1
TEL:03-3552-5500㈹ FAX:03-3552-5400
市川支社 原行政書士事務所
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6
TEL:047-333-6666㈹ FAX:047-333-8811
喫茶相続相談カフェ
TEL:047-333-3344
安藤会計支社 〒273-0002
千葉県船橋市東船橋5-3-3
TEL:047-424-5566㈹ FAX:047-424-5744
E-mail info@harakaikei.com
URL http://www.harakaikei.com/

つばき

3月

(弥生) MARCH
20日・春分の日

日	10	24
月	11	25
火	12	26
水	13	27
木	14	28
金	15	29
土	2	16 30
日	3	17 31
月	4	18
火	5	19
水	6	20
木	7	21
金	8	22
土	9	23

3月の税務と労務

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 国 税／令和5年分所得税の確定申告 | 国 税／1月決算法人の確定申告 |
| 告 2月16日～3月15日 | (法人税・消費税等) 4月1日 |
| 国 税／個人の青色申告の承認申請 | 国 税／7月決算法人の中間申告 |
| | 4月1日 |
| 国 税／贈与税の申告 | 国 税／4月、7月、10月決算法人の消 |
| | 費税等の中間申告 |
| 国 税／2月分源泉所得税の納付 | (年3回の場合) 4月1日 |
| | 3月11日 地方税／個人の都道府県民税、市町 |
| 国 税／個人事業者の令和5年分消 | 村民税、事業税(事業所税) |
| 費税等の確定申告 4月1日 | の申告 3月15日 |

ワンポイント 戸籍の行政手続きを見直し

3月1日の改正戸籍法の施行により、これまで戸籍証明書等の入手には、本籍地の市区町村へ個別請求する必要がありました。最寄りの市区町村の窓口で請求できます(コンピュータ化されていない戸籍等除く)。また、婚姻や社会保障関係の戸籍届出時における、戸籍証明書等の提出や添付が不要となります。

令和6年度税制改正(案)のポイント

令和6年度税制改正(案)では、給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度(いわゆる賃上げ促進税制)の見直し、所得税や個人住民税の定額減税、住宅取得等資金贈与の非課税措置の延長などが行われます。なお、児童手当の所得制限撤廃等に伴う16歳から18歳までの扶養控除の引き下げ、ひとり親の自立支援に向けたひとり親控除の所得要件の引き上げ(緩和)や控除額の増加は、令和7年度税制改正に持ち越されました。

【改正項目タイムスケジュール】

主な改正項目を整理すると、下表のようになります。

なお、前年以前の改正項目も適用時期が今年以降の項目も記載しています(表1参照)。

一 賃上げ促進税制の見直し

賃上げ促進税制とは、雇用者の給与等の支給額が増加した場合に、法人税を減額する制度です。改正前の制度では中小企業の場合は、雇用者全体の給与等支給額が、前年度と比べて1・5%以上増加した場合には増加額の15%の税額控除が、2・5%以上増加した場合には30%の税額控除が受けられます。さらに教育訓練費が前年度と比べて10%以上増加した場合には前記の控除率に加えて10%の税額控除を受けることができ、最大で40%の税額控除を受けることができます。

今回の税制改正では、従来の賃上げ要件や控除率は維持され

表1 改正項目タイムスケジュール
(○減税、●増税、ーどちらともいえない)

2024年 (令和6年)	1月	ー 改正電子帳簿保存法の対応措置が終了
	●	帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備
	○	新NISAの運用開始
	○	相続時精算課税制度において110万円の基礎控除が可能に
	●	贈与における相続前贈与の加算期間の延長開始
4月	●	森林環境税が施行
	○	賃上げ促進税制の継続適用可
6月	ー	財産債務調査制度の見直し
	○	定額減税スタート
2025年 (令和7年)	10月	ー 保険料控除申告書の記載事項の見直し
	1月	● 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化
	ー	扶養控除等申告書の記載事項の見直し
	4月	○ イノベーションボックス税制スタート
	1月	ー 人事業の開業・廃業等届出書の提出期限の見直し
2026年 (令和8年)	●	16歳～18歳の扶養控除の見直し
	○	ひとり親控除の見直し
2027年 (令和9年)	1月	ー 源泉徴収票の提出方法の見直し

二 定額減税

除しきれない金額については、5年間繰り越すことができるよう見直され、適用期限が3年延長されます。

令和6年分の所得税と個人住民税について、合わせて4万円の定額減税が行われます。

具体的には、納税者と配偶者・扶養親族1人につき、令和6年分の所得税が3万円、令和6年度分の個人住民税が1万円減税されます。ただし、令和6年

年分の所得税に係る合計所得金額が1805万円以下の人に限られます。この金額は、給与所得のみの人の場合、年収に換算すると2000万円になります。

三 住宅取得等資金贈与の非課税

住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税制度は、父母や祖父母などの直系尊属から受けた贈与によって、自分が居住するための住宅用家屋の新築・取得や増改築などの対価に充てるための金銭を取得した場合で、

四 定額減税

除しきれない金額については、5年間繰り越すことができるよう見直され、適用期限が3年延長されます。

令和6年分の所得税と個人住民税について、合わせて4万円の定額減税が行われます。

具体的には、納税者と配偶者・扶養親族1人につき、令和6年分の所得税が3万円、令和6年度分の個人住民税が1万円減税されます。ただし、令和6年

表2 賃上げ促進税制(中小企業向け)

令和6年3月31日開始事業年度まで	令和6年4月1日開始事業年度から		
適用要件	控除率(最大40%)	適用要件	控除率(最大45%)
雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増	15%	雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増	15%
雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増	+ 15%	雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増	+ 15%
教育訓練費の額が前年度比10%以上増	+ 10%	教育訓練費の額が前年度比5%以上増 ^(※)	+ 10%
		(プラチナ)くるみん又は(プラチナ)えるぼし取得事業年度	+ 5%

(※) 教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上に限る

一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について贈与税が非課税になる制度です。非課税限度額は、省エネ基準を満たす住宅の場合は100万円、それ以外の住宅の場合は500万円です。今回の税制改正で、省エネ基準の等級を引き上げた上で、適用期限が3年間延長されます。

四 住宅ローン控除

住宅借入金等特別控除(いわゆる住宅ローン控除)は、居住年が令和6年以降の場合には、対象となる住宅が認定住宅などに限られ、借入限度額も引き下がれます。しかし、改正により、子育て世帯や若者夫婦世帯への税制面の支援を強化するため、年齢40歳未満であつて配偶者を有する者は、年齢40歳以上であつて年齢40歳未満の扶養親族を有する者は、年齢19歳未満の配偶者を有する者は、借入限度額の上乗せ措置が講じられます。子育て世帯等における借入限度額は、具体的には表3のようになります。

今回の税制改正で、省エネ基準の等級を引き上げた上で、適用期限が3年間延長されます。

五 その他の改正項目

(1) 令和7年4月1日から、特定特許権等の譲渡や貸付を行った場合には、一定の金額を損金の額に算入することができるイノベーションボックス税制が創設されます。

(2) 交際費等の損金不算入制度については、飲食費の基準が1人あたり5000円以下から1万円以下に引き上げられた上、適用期限が3年間延長されます。

(3) 小法人の交際費課税の特例も、期限が3年延長されます。

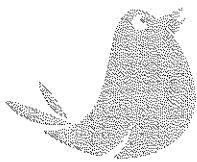
(4) 中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額(年間の取得価額の合計額300万円を限度)を損金の額に算入することができます。ただし、共済契約の解除が構が行う中小企業倒産防止共済事業の掛金に係る特例措置について、共済掛金についても、特例を適用できなくなります。

表3

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

企業が資本金を1億円以下に減らし資本剰余金として計上される場合は課税の対象とされます。ただし、中小企業への影響が出ないよう、新しく基準が適用される前に、資本金が1億円以下で現行の基準に該当していない企業は、原則、課税の対象にはならない仕組みとなります。令和7年4月からの施行です。

(5) (独) 中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業の掛金に係る特例措置について、共済契約の解除があつた場合、解除の日以後2年を経過する日までに支出する共済掛金については、特例を適用できなくなります。



昨今的人事問題～「青い鳥症候群」

青い鳥症候群とは

「青い鳥症候群」とは、ベルギーの詩人、メーテルリンクの童話「青い鳥」が由来となった造語です。「青い鳥」は、金持ちの家庭を羨む兄弟が幸せの青い鳥を探し求めるというストーリーですが、「青い鳥症候群」は童話と同じように「理想の勤め先」を求めて転職をする人のことです。

青い鳥症候群と呼ばれる人は、「こんな会社だとは思わなかった」、「こんなこと(仕事)をするつもりではなかった」などのように、常に自分を取り巻く環境に不満を持つ傾向があります。その後、「もっと良い会社があるはずだ」という結論に達し、退職してしまうケースに陥ってしまいがちです。

青い鳥症候群という言葉が使われるようになったきっかけの一つは、1980年代に出版された同名の漫画と言われています。漫画では理想の人生や愛を追い求めの傾向が描かましたが、昨今では理想を求めて転職する人を指すケースが増えています。

配属ガチャ・人事ガチャ

一言で「青い鳥症候群」と言っても、その度合いは様々です。入社をしてすぐに会社に不満を持つ人もいれば、人事異動や配置転換を機に不満を感じる人もいます。

同じように、社員が会社に対して不満や不信感を抱くきっかけとなる要因を表す言葉に“配属ガチャ”、“人事ガチャ”な

どの造語も挙げられます。

配属ガチャとは、入社後の新入社員の配属先が自身の望む部署であるかどうかを判定する言葉です。一方、人事ガチャとは、自身の望む人事異動が行われるかどうかを判定する言葉になります。配属・人事異動のいずれも、事前の人生設計で想像できるような出来事ではないことから、事前に何が出てくるか分からない「ガチャガチャ」に例えた言葉です。

人事・配属のミスマッチ防止策

一昔前の日本では「終身雇用制」が当然であるという考えが一般的でしたが、時代の流れに応じ、昨今では自身の生活スタイルを重視しながら就職先を選択する若者が増加しています。それに比例するように、会社名や企業ブランドよりも職場環境や仕事の内容で判断し、気に染まない場合は転職を選択する者も増えている傾向があります。

少子高齢化の流れに伴い労働力人口の減少が深刻化する中、人材の流出を防ぎ優秀な社員を確保するためには、配属のミスマッチを防ぎ、社員の気持ちに寄り添うことを重視した対策が必要になります。

要するに社員が、会社に自身の性格や希望を把握してもらっているという安心感、そして部署配属後も見守ってもらっているという安心感を抱くことが「ここで働き続けたい」という思いになるきっかけになるはずです。

(原)